

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

(平成一八年六月二日法律第四七号)

一、提案理由(平成一八年三月二九日・衆議院行政改革に関する特別委員会)

中馬国務大臣 おはようございます。

いよいよこれから審議をいたしますので、ひとつよろしく願いいたします。

まず、提案理由から御説明させていただきます。

このたび、政府から提出いたしました簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案の五法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を順次御説明申し上げます。

初めに、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国際化及び情報化の進展、人口構造の変化等の経済社会情勢の変化の中で、我が国の国際競争力を強化し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、民間の主体性や自律性を高め、その活力が最大限に発揮されるようにすることが不可欠となっております。

このため、政府は、簡素で効率的な政府の実現を喫緊かつ最重要課題の一つとして位置づけ、昨年十二月二十四日に行政改革の重要方針を閣議決定するとともに、これを着実に実施するため、ここに本法律案を提出する次第であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、基本理念として、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革は、政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及び実施主体のあり方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、国民生活の安全に配慮しつつ、政府または地方公共団体が実施する必要性の減少した事務及び事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること、並びに行政機構の整理及び合理化その他の措置を講ずることにより行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑えることを旨として行われなければならないこととするほか、国及び地方公共団体は簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有することとしております。

第二に、政策金融改革については、平成二十年度において現行政策金融機関を再編成して新たに一の機関を設立することとし、その機能は、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を支援する機能等に限定することとしております。ただし、国際協力銀行の政府

開発援助に係る機能は国際協力機構に担わせることとしております。また、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行は完全民営化し、公営企業金融公庫は廃止することとしております。

第三に、独立行政法人の見直しについては、国の歳出縮減を図る見地から、組織及び業務やこれに影響を及ぼす国の施策のあり方の検討を行うことや、融資等業務の見直しを行うこととしております。

第四に、特別会計改革については、平成十八年度から平成二十二年度までの間を目途に計画的に推進すること、財政の健全化に総額二十兆円程度を寄与することを目標とすること及び本法律の施行後一年以内を目途として特別会計の廃止及び統合等を盛り込んだ法制上の措置を行うこととしております。さらに、各特別会計の廃止、統合、事務及び事業の合理化等を行うとともに、特定財源についても見直しを行うこととしております。

第五に、総人件費改革については、国家公務員の年度末総数を今後五年間で５％以上の純減とすることを目標として、これを達成するため必要な施策を講ずることとしております。給与制度の見直しについては、職務と責任に応じた給与の体系、民間における賃金との比較方法のあり方についての人事院における検討の状況を踏まえ、必要な措置を平成十八年度から順次講ずることとしております。さらに、地方公共団体に対して職員数の厳格な管理を要請するとともに、独立行政法人等における人件費の削減に向けた取り組みを行うこととしております。

第六に、国の資産及び債務に関する改革については、将来の国民負担を極力抑制するなどの財政運営原則を盛り込むとともに、国の資産の圧縮や資産及び債務の管理のあり方を見直しを行うこととしております。

第七に、公務員制度改革、規制改革、競争の導入による公共サービスの改革、公益法人制度改革、政策評価の推進との連携を図ることとしております。

第八に、行政改革推進本部を設置し、これらの改革を総合的に推進することとしております。

……………（略）……………

以上が、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをよろしくお願いいたします。

二、衆議院行政改革に関する特別委員長報告（平成一八年四月二〇日）

伊吹文明君 ただいま議題となりました六法律案につきまして、行政改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、内閣提出の五法律案について申し上げます。

まず、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案は、行政改革の基本理念及び重点分野並びに各重点分野における改革の基本方針その他の重要事項を定めるとともに、行政改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進し、もって最小限の国民負担で最大限の仕事をする効率的な政府を目指そうとするものであります。

その主な内容は、

第一に、政策金融改革においては、平成二十年度において、現行政策金融機関の組織及び機能を再編成し、その政策金融の機能を、新たに設立する一の政策金融機関に担わせること、

第二に、独立行政法人について、組織及び業務並びにこれに影響を及ぼす国の施策のあり方の検討等を行うこと、

第三に、特別会計改革としては、現行特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化の基本方針を定めるとともに、経理されている事務及び事業の合理化、効率化を図るものとし、平成十八年度から五年間を目途にこれを計画的に推進すること、

第四に、総人件費改革としては、国家公務員及び地方公務員について、その総数の純減及び給与制度の見直し方針を示し、独立行政法人等についてもそれに準じた措置等を講ずること、

第五に、国の資産及び債務に関する改革としては、将来の国民負担とリスクを抑制するため、国の資産の圧縮や資産及び債務の管理のあり方の見直しを行うこと等であります。

……………（略）……………

五法律案のうち、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案及び公益法人制度改革関連三法案については、去る三月二十三日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日五法律案は本委員会に付託されました。本委員会におきましては、三月二十九日中馬行政改革担当大臣から提案理由の説明を聴取し、四月三日から質疑に入り、三日及び十三日には小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行い、十七日には参考人から意見を聴取するなど、十七日まで九回にわたり質疑を行いました。

……………（略）……………

十八日からは六法律案を一括して議題として審査を進め、昨十九日には三たび小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、総審査時間六十六時間三十分余に及び、与野党の主張の違いはあっても、有権者より負託された政府の役割を最小限の国民負担で行うためには公的部門はいかにあるべきかの真摯な審査が行われました。

……………（略）……………

次いで、各法律案及び修正案について一括して討論を行い、採決いたしました結果、まず、松本剛明君外五名提出の国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる

安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案は賛成少数をもって否決され、次に、内閣提出の五法律案のうち、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案は賛成多数をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、内閣提出の五法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年四月一九日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すこと。

- 一 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革において事務・事業を仕分け、その見直しを行うに当たっては、一律ではなく政府又は地方公共団体が実施する必要性を十分精査した上で、適切な対応を行うこと。特に、国民生活の安全・安心については、政府が果たすべき重要な役割の一つであることに鑑み、その必要性の精査に当たっては、政府としての役割が遺漏なく全うされるよう配慮すること。
- 一 総人件費改革の一環としての国の行政機関の定員の純減に当たっては、政府全体としての配置転換、採用抑制等の取組により、職員の雇用を確保するよう努めること。
- 一 新政策金融機関の組織設計・運営に当たっては、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金需要に質量ともに的確に応えらるとともに、専門能力を有する職員の窓口配置など、利用者の利便性を維持・向上すること。
- 一 商工組合中央金庫について、政府出資のかなりの部分の準備金化等強固な財務基盤や当分の間金融債の発行を継続するなど円滑な資金調達基盤を確立するとともに、完全民営化後も中小企業向け金融機関であることを確保するよう制度的に措置すること。
- 一 日本政策投資銀行について、完全民営化後も、地域経済活性化への貢献を含め、出融資一体で中長期資金を供給できるよう、また、その信頼性等を活かし、財務基盤や移行期の制度的措置等の円滑かつ多様な資金調達基盤を確立するよう措置すること。
- 一 新政策金融機関において、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を、引き続き適切に果たすため、目的遂行のために信用の維持と業務の積極的展開が可能となるよう体制を整備すること。
- 一 危機対応体制については、新政策金融機関における機動的な対応及び完全民営化機関の機能やノウハウの積極的な活用により、迅速かつ弾力的な発動ができるように構築すること。

三、参議院行政改革に関する特別委員長報告（平成一八年五月二六日）

尾辻秀久君 ただいま議題となりました五法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案は、簡素で効率的な政府を実現することが喫緊の課題であることにかんがみ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念及び政策金融改革、独立行政法人の見直し、特別会計改革、総人件費改革、国の資産及び債務に関する改革等の重点分野並びに各重点分野における改革の基本方針その他の重要事項を定めるとともに、行政改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進しようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、五法律案を一括して議題とし、小泉内閣総理大臣を始め全閣僚に対する総括質疑、行財政改革の核心についての集中審議、関係大臣等に対する一般質疑を行ったほか、八名の参考人から意見を聴取し、また、鳥取県において地方公聴会及び視察を行いました。

委員会における主な質疑は、行革推進法案の目的、理念とこれによる歳出削減の効果、具体的内容が先送りされている行革推進法案を提出した理由、新政策金融機関及び民営化後の商工中金等の在り方、特別会計等に係る事業の仕分、公務員の純減目標値の根拠とその妥当性、公立学校の教職員削減が少人数教育に与える影響、公益法人への天下りと随意契約発注等との関係及び実効を伴った天下り規制の必要性、公益法人改革における認定・監督に係る制度設計及び税制優遇の在り方、市場化テストの導入に際しての公務員の雇用確保等、多岐にわたっており、連日熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して広田委員より、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案に反対、自由民主党及び公明党を代表して公明党の風間理事より五法律案に賛成、日本共産党の大門委員より五法律案に反対、社会民主党・護憲連合の福島委員より五法律案に反対、国民新党・新党日本の会の荒井委員より、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案に反対、他の三法律案に賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、五法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、行政改革推進法案に対して十一項目、公益法人制度改革三法案に対して七項目、公共サービス改革法案に対して七項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年五月二五日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について留意し、その運用に万全を期すべきである。

- 一、行政改革において事務・事業の仕分け、その見直しを行うについては、国民生活の安心と安全を確保するという政治と行政の基本的責務にかんがみ、事務・事業の廃止、地方又は民間への移管を行うに当たっては、検討のプロセス及び結果を開示すること。
- 二、政府は、総人件費改革の一環としての行政機関の定員の純減に当たって、政府全体としての配置転換、採用抑制等により、職員の雇用の確保に万全を期するとともに、配置転換、研修の実施等取組の具体化に当たっては、関係する職員団体等の意見を十分に聞き理解を求めよう努めること。
- 三、新政策金融機関の組織設計・運営に当たっては、国民一般、中小企業者及び農林水産業者向けの融資の政策目的の差異や業務の態様の違いを踏まえ、それぞれの資金需要に質量ともに的確に応える組織とするとともに、専門的能力を有する職員を窓口配置するなど、利用者の利便性の維持・向上に努めること。
- 四、新政策金融機関において、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を引き続き適切に果たすため、信用の維持と業務の積極的展開が可能となるよう体制を整備すること。
- 五、商工組合中央金庫の完全民営化に当たっては、政府出資の相当の部分の準備金化等による強固な財政基盤及び当分の間の金融債発行の継続等による円滑な資金調達の基盤を確立し、完全民営化後も中小企業者の資金調達に支障が生じることのないよう制度的に措置すること。
- 六、日本政策投資銀行について、完全民営化後も地域再生等の分野で出融資一体で中長期資金を供給できるよう、また、その信用力を維持し、安定性のある株主構成とすること等によりその信頼性等を活かし、企業価値を最大化するよう、財政基盤や円滑かつ多様な資金調達基盤の確立等を含め、所要の制度的措置等を講ずること。
- 七、内外の金融秩序の混乱、大規模な災害等に対処するために必要な金融については、新政策金融機関の機動的な対応を可能とするとともに、完全民営化後の機関も引き続き積極的な役割を担えるよう制度上明確にし、万全を期すこと。
- 八、特別会計改革に当たっては、その歳入、歳出及び資金の状況が予算書上明確になるようにし、もって国民に対する説明責任を十分に果たせるようにすること。
- 九、公立学校の教職員の純減においては、少人数教育実現に向けたこれまでの努力を踏まえ、教育水準の維持向上がなされるよう適切な措置を採ること。
- 十、一連の行政改革の実効性を確保するためには、公務員制度の改革が不可欠であることにかんがみ、政府は、国民の意見やILO勧告等を踏まえ、これからの公務と公務を担う公務員の範囲・在り方についての総合的な検討を踏まえて労働基本権の在り方について関係者との意見交換を行うとともに、幹部公務員の育成の在り方を含め、能力・実績主義の人事管理の徹底を図り、併せて再就職管理の適正化を図ること。
- 十一、公益法人の理事について所管する官庁の出身者が占める割合は理事現在数の三分の一以下とするとする閣議決定を厳格に遵守し、適切な公務員の退職管理を行うこと。

右決議する。